

(6) 国内排出量取引制度

(国内排出量取引制度)

- 排出量取引制度は、経済的手法の代表的なものの一つであり、市場メカニズムを活用し、一定量の削減を実現する上での全体としてのコストを最小化する経済効率的な制度である。一定量の削減を実現する上で、取引を認めないとすれば、限界削減コストの均等化が図られず、全体としてより高いコスト負担をする結果となる。
- 国内排出量取引制度は、2005年1月からEU及びノルウェーで導入され、相互にリンクすることが決まっているほか、スイス及びカナダにおいても導入が予定されており、EUと各国の国内制度相互の更なるリンクに関する具体的な検討も始まっている。京都メカニズムやEU排出量取引制度等の他国の排出量取引制度とリンクすることにより、排出枠価格の低下・安定化が図られ、より費用効率的に排出削減を実現することができる。
- 排出量取引制度は、市場メカニズムを活用し、排出が増えた場合にも排出枠を購入する等の柔軟な対応が可能な制度である。
- 我が国においては、経団連自主行動計画により、各業種で一定の目標を達成することとコミットしているが、各企業が一律にその目標を達成するわけではなく、当然、業種によって、さらに企業によって削減する企業、増加する企業がある。自主行動計画では、その間に金銭の移動はないが、国内排出量取引制度を導入すれば、定められたルールの下で市場に従った取引が行われることになる。

国内排出量取引制度はEUでも導入され^{*18}、カナダ等においても原単位目標をベースにした制度の導入が検討されている。我が国の制度をEU、カナダ等の国内排出量取引制度や京都メカニズムとリンクし、海外市場のクレジット等を使用できる制度とすれば、EU、カナダ等と限界削減費用の平準化が可能となる。

*18 EUなどに導入されている排出量取引制度は、規制色・経済統制色の強い政策であり、我が国へ導入すべきでないとの意見があった。これに対して、規制法によって統制的に行うより、市場メカニズムを活用した自由経済の考え方に則った排出量取引制度を導入することによって、むしろコストを最小化することが可能であるとの意見があった。

(国内排出量取引の制度設計にあたっての留意点)

- 発電用燃料以外の燃料や工業プロセスからの排出については直接排出に、電力については間接排出に着目する（電力使用者の排出責任とする）ことにより、産業部門、工業プロセス部門、業務その他部門を通じ、排出削減努力を促すことができる。
- 対象となる施設を指定して排出量取引を行う場合には、対象施設の在り方、排出枠（アラウアンス）の配分方法、不遵守時の措置といった制度の在り方などについて、我が国の実情を踏まえ、今後議論を深めていく必要がある。また、制度設計の際には、業界・企業間の公平性を担保するための事前検討の行政コストが膨大なものにならないよう、行政コストをできるだけ低くすることが重要である。さらに、将来的には、国内排出量取引制度を京都メカニズムやEU排出量取引制度等諸外国の制度とリンクさせていくことが重要である。このため、各国政府が行うことになっている国別登録簿を整備することにより、京都メカニズムを活用するためのインフラを整備することが重要である。

(自主参加型の国内排出量取引制度)

- 自主参加型の国内排出量取引制度は、自ら定めた削減目標に自主的にコミットした企業に対して、何らかのインセンティブを与えるとともに、当該削減目標を達成するために排出量取引を活用できることとするものである。イギリスでは、EU排出量取引制度の導入に先立ち自主参加・インセンティブ付与型の国内排出量取引制度を実施し、経験の蓄積と温室効果ガスの削減を図っている。
- 我が国においても、第2ステップにおいて、自主参加型の国内排出量取引制度を実施することにより、経験の蓄積と温室効果ガスの追加的な排出削減を実現することが適当である。その際、対象となるガスとしては、二酸化炭素のみならず、削減の費用対効果の大きい代替フロン等3ガスについても、削減努力を評価する観点を含めて、対象とすべきである。
- こうした自主参加型の国内排出量取引制度は、地球温暖化対策への先進的取組が付加価値を生むという新しいビジネスモデルを創造していく社会実験としても位置づけられるものであり、企業の先進的な取組を奨励し、自主参加型の制度を定着・拡大させながら、どこが取組の主体となるか、費用対効果はどうかなど制度の在り方についての検討を進め、条件整備を図っていく必要がある。

- 自主参加型の国内排出量取引制度は、産業界が一体となって互いに協力しながら取り組んでいる自主行動計画と矛盾するのではないかとの意見もあったが、この制度はインセンティブ付与を通じ各企業の追加的な努力を支援するものであり自主行動計画と矛盾することはありえないとの意見もあった。

(7) 環境税

- 温暖化対策税制（いわゆる環境税）については、中央環境審議会総合政策部会と地球環境部会が合同で設置した施策総合企画小委員会における検討のほか、昨年11月に環境省より環境税の具体案が公表され、これを踏まえて、政府税制調査会において検討が行われた。また、施策総合企画小委員会では、昨年12月に温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点について、取りまとめが行われている。
- 環境税は、温室効果ガスを排出する全ての主体に対して公平に排出削減への経済的インセンティブを与えることができる、必要な削減量を最小のコストで達成することができる等の特徴を有している。
- また、環境税の効果としては、①化石燃料の価格上昇により省エネ製品への代替、化石燃料の使用等の削減、省エネ技術の研究開発等を促す価格インセンティブ効果、②税により生じた税収を幅広い地球温暖化対策に活用することによる財源効果、③国民一人ひとりが税の負担を感じることで温暖化対策の必要性を感じてもらふアナウンスメント効果の3つの効果があるとされており、環境税は他の施策と比較し、公平性、透明性、効率性、確実性の観点から優れている。
- 計画に掲げられる対策の実効性を確保する手法として経済的手法が考えられる。
経済的手法のうち、補助金や税制優遇措置によって各種の対策を実現するためには、総体として巨額の費用がかかるものと考えられる。環境税では、その税収をこれらの補助金や税制優遇措置に充てるのが可能である。
このため、経済的手法の追加に当たっては、様々な課題の指摘もあるが、①～③の効果を併せ持つ環境税が有力な手段であると考えられる。
- 本審議会では、以上の点を踏まえ、京都議定書目標達成計画の策定に向け、引き続き、対策を実現するために必要となる施策やその量について検証する作業を通じ、温暖化対策全体の中で環境税の果たすべき役割をより具体的かつ定量的に明らかにすることとする。

る。

- 環境税については、さらに、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存のエネルギー関係諸税との関係、その他税制全体の中での位置付けなどの検討課題がある。環境税に関する多くの論点をできる限り早急に検討する必要がある。

(8) 夏時間（サマータイム）の導入

- 夏時間（サマータイム）は、地球温暖化対策の観点からは、夕方の照明や朝の冷房用電力等の節約により、二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれる。
- サマータイムには多面的な効果があるとされており、その導入については、地球温暖化対策の観点からだけでなく、ボランティア活動や観光・文化産業の支援策、労働時間の短縮やバカンス制度の導入などの諸施策と相まって推進することにより、国民の生活構造の改革を押し進め、豊かな生活を送りながら地球温暖化対策を進めることにつながっていくことが期待される。特に、サマータイムの検討に当たっては、かつて、長時間労働につながりかねないとの懸念があった経緯もあり、地球温暖化対策の観点に加え、働く側にとってのゆとり・豊かさをめざしたライフスタイルの見直しやワークルールの観点も考慮する必要がある。また、地域特性に応じた柔軟な検討が必要である。
- このため、アンケート調査、パンフレットの作成、啓蒙活動、各主体との意見交換を一層、積極的に推進するとともに、地域における先進事例を検証しつつ、国民的議論の展開を図り、合意形成を図るべきである。

(9) 観測・監視体制の強化及び調査研究の推進

- 地球温暖化対策に係る観測・監視については、第3回地球観測サミット（2005年2月、ブリュッセル）において採択された「地球観測に関する10年実施計画」、及び総合科学技術会議の「地球観測の推進戦略」（2004年12月）等を踏まえ、温室効果ガス、気候変動及びその影響等を把握するための総合的な観測・監視体制の強化を行う必要がある。
- 地球温暖化に係る調査研究については、総合科学技術会議における地球温暖化研究イニシアティブの下、気候メカニズムの解明、地球温暖化の現状把握と予測、地球温暖化が環境、社会・経済に与える影響の評価、温室効果ガスの削減及び地球温暖化への適応

策等について、国際協力を図りつつ、戦略的・集中的に調査研究を推進する必要がある。

- 温室効果ガスの排出量・吸収量の算定に当たっては、部門別の排出実態をより正確に把握するとともに、各主体による地球温暖化対策の実施状況の評価手法を精査するため、活動量として用いる統計の整備や、エネルギー消費原単位や二酸化炭素排出原単位の算定に係る調査・研究を推進する必要がある。

4. 複数の主体による複合的・システムの的に連携した対応に向けた対策・施策

- 「Ⅱ. 大綱の評価 2. 大綱の対策・施策の進捗状況の評価 (7) 個々の主体による機器・設備・施設の対応から複数の主体による複合的・システムの的に連携した対応への拡大」で見たように、脱温暖化社会の構築を図るためには、個々の主体による個別の機器・設備・施設ごとの努力を超えて、経済システム、交通システム、都市構造まで踏み込んで、複数の主体の幅広い参加による複合的・システムの的に連携した対応を図る必要がある。

(都市計画・都市構造や交通システムに踏み込んだ地域での総合的な取組)

- エネルギーや資源の発生施設、供給施設、利用施設を超えて、空間的広がりをもった地域での総合的な取組としては、まず、脱温暖化型の都市計画、都市構造にまで踏み込んだ企業と企業の連携による、天然ガスやヒートポンプを利用した地域冷暖房システムの導入、工場、廃棄物処分場の廃熱や下水などの未利用エネルギーの利用、太陽光発電や風力発電、燃料電池等の複数の分散型電源・再生可能エネルギーとIT技術等を組み合わせた新エネルギーネットワークの促進が挙げられる。

次に、交通システムにまで踏み込んだ、家庭と企業と行政の連携した地域での総合的な取組として、環境的に持続可能な交通システムの推進（鉄道やバスといった公共交通機関の利用促進、交差点の改良やバス専用レーンの整備といった交通流対策、駐輪場の整備、カーシェアリング事業などの一体的推進）や、サトウキビ、廃木材等の地域のバイオマス資源から製造したバイオマスエタノールを3%混合したガソリン（E3）の自動車用燃料としての利用が挙げられる。

このほか、地域の多様なバイオマス資源の利用を目指した総合的な取組としては、食品廃棄物、家畜廃棄物、木質バイオマスなどからのエネルギー回収によるバイオマスタウンの実現が挙げられる。

(経済システムに踏み込んだ複数主体の連携)

- また、個別の機器・設備・施設ごとの努力を超えて、経済システムまで踏み込んで、業種を超えた複数の企業の幅広い参加による複合的・システムの的に連携した対応としては、ビル単位の取組として、オーナーとテナントの連携によるE S C O事業の推進、荷主と物流事業者の連携によるモーダルシフト・物流効率化の推進が挙げられる。

さらに、供給サイドの事業者と、需要サイドの事業者・消費者と、両者の接点である販売事業者やエネルギー・燃料の供給者の連携による取組としては、住宅メーカー、工務店、設備メーカー、展示場、消費者等の連携による住宅・くらしの省エネの推進や、家電メーカー、家電販売店、エネルギー供給事業者、消費者等の連携による省エネ・代エネ家電・設備の普及促進が挙げられる。